

# キリスト教労働組合の生成と統一労働組合思考

## ——ドイツ労使関係の一考察——

増 田 正 勝

### 目 次

- I 序 論
- II 「鉦夫組合“Glückauf”」の生成
  - 1. 「旧組合」からの分裂
  - 2. 「新組合“Glückauf”」の結成
- III 「キリスト教鉦夫組合」の結成とその後の展開
- IV 「キリスト教労働組合総同盟」の創設と「マインツ指導原理」
- V 結 論

### I 序 論

ドイツ・キリスト教労働組合運動に関する研究はわが国においてまだほとんど未開拓の状態にあるとあってよい。組織力の点では全体として社会民主主義系のいわゆる自由労働組合に劣っていたとはいえ、一定の地域や特定の産業部門では拮抗する勢力を誇っていたキリスト教労働組合に対する関心は、一般に薄く、ときにはその存在すら無視され<sup>1)</sup> 比較的よく言及されるこ

---

1) たとえば、大河内・吾妻編『労働事典』（青林書院新社、1975年）の「ドイツ労働組合運動史」の項では、ヒルシュ・ドゥンカー労働組合には触れてあるものの、キリスト教労働組合については全く言及がない。

とがあっても本来的な関心は自由労働組合に置かれてきた<sup>2)</sup>。探検家の関心の所在が——それ自体その国その時代によって大きく規定されているが——しばしば地図上の空白部を生ぜしめるのに似ている。これは、わが国の研究者たちの問題意識にみられる特定の傾向を反映しているだけでなく、ドイツにおける研究状況とも深く関連している。

最近出版されたドイツ労働組合運動関係書誌をみると、1920年代に一種のキリスト教労働組合研究ブームとでも称すべきものがあつたことがわかる<sup>3)</sup>。キリスト教労働組合運動をテーマとして多くの学位請求論文が書かれている。それ以前には、ミューラー<sup>4)</sup>やファウルハーバー<sup>5)</sup>、エルドマン<sup>6)</sup>などの研究があつたが、いずれも政治的・イデオロギー的色彩の濃いものであつた。第二次大戦後になると、シュールマンの『キリスト教労働組合前史<sup>7)</sup>』やブラックの『ドイツ司教団と労働組合紛争 1900-1914<sup>8)</sup>』などの研究が現われるが、それらはいずれも部分史であつたり運動の一定段階を特定して

2) たとえば、野村正実著『ドイツ労資関係史論』（御茶の水書房、1980年）。

3) Tenfeld, Klaus/Ritter, Gerhard A.: *Bibliographie zur Geschichte der deutschen Arbeiterschaft und Arbeiterbewegung 1863-1914*, Bonn 1981. Klotzbach, Kurt: *Bibliographie zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung 1914-1945. Sozialdemokratie, Freie Gewerkschaften, Christlich-soziale Bewegungen, Kommunistischer Bewegung und linke Splittergruppen*, 3. Aufl., bearbeitet von Volker Mettig, Bonn 1981.

4) Müller, O.: *Die christliche Gewerkschaftsbewegung Deutschlands, mit besonderer Berücksichtigung der Bergarbeiter- und Textilarbeiter-Organisationen*, Karlsruhe 1905.

5) Faulhaber, Alfons: *Die christliche Gewerkschaftsbewegung*, Nürnberg 1913.

6) Erdmann, August: *Die christliche Arbeiterbewegung in Deutschland*, Stuttgart 1908.

Ders.: *Die christlichen Gewerkschaften, insbesondere ihre Verhältnis zu Zentrum und Kirche*, Stuttgart 1914.

7) Schürmann, Karl Heinz: *Zur Vorgeschichte der christlichen Gewerkschaften*, Freiburg i. Br. 1958.

8) Brack, Rudolf: *Deutscher Episkopat und Gewerkschaftsstreit 1900-1914*, Köln/Wien 1976.

9) たとえば、Schuster, Dieter: *Die deutsche Gewerkschaftsbewegung*. DGB, hrsg. vom DGB-Bundesvorstand, 5. Aufl., Düsseldorf 1976. あるいは Deppe, Frank u.a. (Hrsg.): *Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung*, Köln 1977.

分析したものであった。大方の労働運動史や労働組合史<sup>9)</sup>は、もっぱら自由労働組合を中心にして描かれ、キリスト教労働組合については付帯的に、ときにはあまりにも簡潔に言及され、またときとして全く言及すらされないという状況は、日本とさして変わらなかった。唯一の例外ともいえるべきは、グレービングの『ドイツ労働運動史<sup>10)</sup>』であろう。読者はこれによってキリスト教労働組合運動について歴史的概観を獲得することができる。しかしながら全体としてみると、依然として“キリスト教労働組合史”の本格的研究の出現が待たれたままであった。<sup>11)</sup>

ところが1982年シュナイダーの『キリスト教労働組合1894—1933<sup>12)</sup>』が出版された。815頁の大著で、現在までのところこれを凌駕するような総合的な研究はない。まさにキリスト教労働組合史研究の決定版とでも称すべきものである。シュナイダーの研究によって、今後キリスト教労働組合史研究は新しい段階に入っていくと思われる。

シュナイダーは、一定の労働組合概念を規定し<sup>13)</sup>これを基準として、はたしてどこまでキリスト教労働組合が労働組合たり得たかを歴史的に考察している。結論的にシュナイダーは、キリスト教労働組合を一面的に「政治的かつ教会的打算の産物<sup>14)</sup>」とみる、たとえば社会民主主義者エルドマンのよう

10) Grebing, Helga: *Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung. Ein Überblick*, München 1966.

11) もっともキリスト教労働組合史を概説したカトリック・サイドで出される出版物にはこと欠かない。たとえば, Prinz, Franz: *Kirche und Arbeiterschaft gestern—heute—morgen*, München 1974. あるいは Aretz, Jürgen: *Katholische Arbeiterbewegung und christliche Gewerkschaften. Zur Geschichte der christlich—sozialen Bewegung*, in; *Der soziale und politische Katholizismus. Entwicklungslinien in Deutschland 1803—1963*, Bd. II., hrsg. von A. Rauscher, München/Wien 1982. しかし視点は、社会的カトリシズムにおけるキリスト教労働組合にあって、ドイツ労働組合運動におけるキリスト教労働組合には置かれていない。

12) Schneider, Michael: *Die christlichen Gewerkschaften 1894—1933*, Bonn 1982.

13) 労働組合とは、「労働者(被用者)の経済的・社会的・政治的従属(Unterprivilegierung)——それ自体産業的生産様式によって直接・間接に生み出されたものであるが——に対して闘うところの、企業者、国家、政党、教会から独立した自己決定的に組織された被用者の利益代表である。」(Schneider, Michael: a.a, O., S. 2.)

14) Erdmann, August: *Die christlichen Gewerkschaften*, Stuttgart 1914, S. 5.

な見解を批判し、キリスト教労働組合もまた「構成員の経済的・社会的・政治的利益を代表しようと努めてきた自律的な被用者組織であった<sup>15)</sup>」という解釈を示している。この場合、統一労働組合思考の一方の柱である「政党政治的自由」、つまり特定政党への非従属性というメルクマールは、シュナイダーにおいても重要な分析尺度となっている。しかし、統一労働組合思考の第二のメルクマールである「政治的・世界観的中立性」は、彼の労働組合の定義には含まれていないので分析基準とはなっていない。われわれとは別の問題視角に立っているからである。

前稿では<sup>16)</sup> 自由労働組合における統一労働組合思考の生成と発展について考察を試みた。本稿の課題は、統一労働組合思考の形成にキリスト教労働組合がどこまで寄与したかを検討していくことにある。本稿では、キリスト教労働組合の生成期に焦点を合わせてこの問題を考察してみたいと思う。

## II 「鉦夫組合“Glückauf”」の生成

前掲のシュナイダーの著書の表題『キリスト教労働組合 1894—1933』が示しているように、一般にキリスト教労働組合の歴史は1894年に始まるとされている。この年に、最初のキリスト教労働組合といわれる「ドルトムント上級鉦山監督局地区キリスト教鉦夫組合」(Gewerkverein christlicher Bergarbeiter für den Oberbergamtsbezirk Dortmund) (以下では“キリスト教鉦夫組合”と称する)が設立されたのである。このキリスト教鉦夫組合の結成をもって、いわゆるキリスト教労働組合ははじめて本格的にドイツ労働組合運動史に登場してきたものとされている。

もっともキリスト教鉦夫組合は突如として出現したわけではない。その生

15) Schneider, Michael : a. a. O., S. 764.

16) 拙稿「マンハイム協定と統一労働組合思考——西独労使関係の一考察」山口経済学雑誌, 33 (1・2) 1983年。

成史をたどっていくと、結局われわれは19世紀ドイツ・カトリシズムの大きな流れに出会い、おそらく産業化の初期にまでさかのぼっていくことになる。それはシュールマンの『キリスト教労働組合前史』にでも譲らなければならない。<sup>17)</sup>

ここでわれわれのテーマにとってとりわけ注目すべきものに、キリスト教鉱夫組合の前身ともいえるべきキリスト教労働組合の存在がある。「ドルトムント上級鉱山監督局地区における鉱夫の利益の保護・促進のためのライン・ヴェストファーレン鉱夫組合“Glückauf”」(Rheinisch-Westfälischer Bergarbeiter-Verein >Glückauf< zur Wahrung und Förderung der bergmännischen Interessen in Oberbergamtsbezirk Dortmund) がそれである。1890年に設立され2年後の1892年には消滅してしまうのではなはだ短命であったが、まぎれもなくキリスト教労働組合であった。以下では、鉱夫組合“Glückauf<sup>18)</sup>”もしくは簡単に“Glückauf”あるいは「新組合」と称することにしよう。まずこの鉱夫組合の生成の事情をみていこう。

### 1. 「旧組合」からの分裂

1889年5月、ルール鉱山労働者による大ストライキが発生した<sup>19)</sup> 結果的には使用者側の強大な勢力を一方的に見せつけられるに終わったが、鉱山労働者たちはこのストライキから連帯と共同行動の必要性を学んだ。1889年8月、いわゆる「旧組合<sup>20)</sup>」(Alte Verband) と称されるルール地区における最初の包括的な鉱夫組合が創設された。その組合同規約の第1条の終りの方で、「宗教と政治は……あらゆる点においてこれをすべて排除する<sup>21)</sup>」としている。それは、すべての鉱夫に組織を開放し相互の一致を確保するためであった。キリ

17) シュールマンは、1848年以前の時代にまでさかのぼり、アダム・ミューラー (Müller, Adam Heinrich 1779-1829), バーダー (Baader, Franz v., 1765-1841), ブス (Buß, Franz Josef, 1803-1878), ライヘンシュペルガー (Reichensperger, Peter Franz, 1810-1892) の思想をとりあげている。(Schürmann, Karl Heinz: *Zur Vorgeschichte der christlichen Gewerkschaften*, Freiburg i. Br. 1958, SS. 9-17.)

18) 坑夫のあいさつ。「ご無事で！」の意味。

19) 前掲の野村正実著『ドイツ労資関係史論』39頁以下に詳しい。

スト教鉱夫たちもこの新しい組合の誕生を歓迎した。しかし、このように規約の第1条で政治的・宗教的中立性をうたわなければならなかったということは、それ自体すでに過去における対立の深さを暗示していた。対立が再燃するのに時間はかからなかった。

1889年10月、ボーフムにおける第1回組合大会の1週間後の第2回組合大会で、社会民主主義者のブンテ<sup>22)</sup> (Bunte) が圧倒的多数で初代議長に選出された。キリスト教社会的立場に立つフーザンゲル (Fusangel, Johannes) は敗退した。間もなく「旧組合」の“社会民主主義的傾向”が著しく強まり、中立性の原則は急速にその実質を失っていった。1890年5月4日、「旧組合」を離脱したキリスト教鉱夫たちは、「新組合」“Glückauf”を結成した。鉱夫組合“Glückauf”の生成・消滅の事情については、ロームの研究<sup>23)</sup>が詳しい。しばらくそれにしたがってみていこう。

「旧組合」は、1890年1月使用者団体に対して、50パーセントの賃金引上げや8時間労働を含む一連の要求を突きつけた。使用者側はそれらの要求が過大であるとしてこれを拒否した。これに対してゲルゼンキルヘン等4地区で自発的なストライキが発生した。いずれも失敗に終わったが、指導部に加わっていたキリスト教鉱夫のフィッシャー (Fischer, Anton) は、過大な要求・

20) 正式の名称は「ラインランドおよびヴェストファーレンにおける鉱夫の利益の保護・促進のための組合」(Verband zur Wahrung und Förderung bergmännischer Interessen in Rheinland und Westfalen)。1890年9月の鉱山労働者大会で「ドイツ鉱夫組合」(Verband deutscher Bergleute)へ発展的に解消し、1892年7月には第2回総会で「ドイツ鉱夫・製錬夫組合」(Verband deutscher Berg- und Hüttenarbeiter)へ改名した。一括して通常「旧組合」と称せられているが、それは、1894年に設立される「新組合」のキリスト教鉱夫組合に対応しているとともに、社会民主主義に立つ労働組合であることを、つまり自由労働組合系であることを示している。

21) Zitiert bei: Schneider, Michael: a. a. O., S. 57.

22) 1889年のストライキにさいして、シュレーダー (Schröder), ジーゲル (Siegel) とともに鉱夫代表として皇帝ヴィルヘルムII世に会見した、いわゆる「皇帝謁見代表」(Kaiserdelegierte)の一人。はなはだ人気があった。

23) Rohm, Carl Gerhard: Anfänge christlicher Gewerkschaften im Ruhrgebiet. Der Bergarbeiterverein »Glückauf« (Eessen) 1890—1892 als erster christlicher Gewerkschaftsverband, in; *Jahrbuch für christliche Sozialwissenschaft*, 23. Band, Münster 1982, SS. 71—127.

ストライキという戦術に批判的かつ否定的であった。そればかりではなく、さらにいくつかの出来事がフィッシャーをはじめ多くのキリスト教鉱夫たちに分裂の決意を固めさせていった。

1889年7月のパリにおける社会主義労働者国際会議でドイツ代表は、「キリスト教聖職者と官憲はこの鉱夫組合に妨害を加えようと競い合っている。<sup>24)</sup>」「ヴェストファーレン・ライン州の鉱山労働者はいつそう団結して聖職者どもと資本に対して闘いを展開しなければならない<sup>24)</sup>」と激しい調子で反教會的態度を表明した。しかも代表者たちは自らを全ドイツ鉱山労働者の代表と称していた。彼らの挑戦的な姿勢はキリスト教鉱夫たちの反感を買うに十分であった。1890年2月の総選挙も中立性の原則を裏切るものがあつた。ジーゲル、シュレーダー、メイヤー (Meyer) といった「旧組合」指導者たちが社会民主党候補として立ったのである。その結果、「旧組合」は、キリスト教鉱夫の支持のみならず、カトリック的で中央党寄りの、それまでは「旧組合」にかなり好意的であつたルール地区新聞の支持をも失ってしまった。またライン・ヴェストファーレン「旧組合」が、1890年はじめに、ザクセン「旧組合」の社会民主主義的機関紙“*Glückauf, Deutsche Bergarbeiterzeitung*”を自らの組合機関紙として導入したことも、キリスト教鉱夫の反感を呼んだ。<sup>25)</sup>

さらにもうひとつの重大な出来事として、1890年3月8日ボーフムにおける臨時組合大会の決議があつた。それは「最初にその鉱山を採鉱可能にした鉱夫・鉱山職員 (Beamte) ・鉱山管理者 (Leiter) に鉱山所有権を移行しなければ、鉱山所有者と鉱山労働者の間の経済的平和は保証しない<sup>26)</sup>」という主旨の決議であつた。全ドイツの鉱山所有権の収用を要求するこの決議は、キリスト教鉱夫の目からみれば「旧組合」指導部がもはや妥協の余地なきところ

24) Zitiert nach Rohm, Carl Gerhard: a. a. O., S. 83.

25) たとえば、社会民主主義に批判的な“*Rheinisch-Westfälischer Volksfreund*”紙に、「旧組合」指導部の追放を求める読者の声が寄せられた。「このような指導者の選出に加担したすべての代議員を支部から追い出せ。組合のトップを去れ。」(同紙, Nr. 28 vom 4. 2. 1890, zitiert bei: Rohm, Carl Gerhard: a. a. O., S. 84.)

26) Zitiert bei: ebenda, S. 84.

まで社会主義的にエスカレートしてしまったことをものがたっていた。キリスト教鉱夫を代表してモリトル(Molitor, Peter)がこの決定に反対し、「旧組合」指導部の変革を企てたが失敗した。分裂は時間の問題となった。

2週間後の3月25日、キリスト教鉱夫たちはフィッシャーを中心にレックリングハウゼンに集合して、「旧組合」が方針を変更しなければ、キリスト教的基盤に立つ対抗組織を結成するという決議を行った。しかし、この決議は「旧組合」指導部によって無視された。

## 2. 「新組合“Glückauf”」の結成

1890年4月、ルール地区の多くの新聞に「新組合」への勧誘が告知された。「ドルトムント上級鉱山監督局地区内のすべてのキリスト教的・愛国的同志諸君へ<sup>27)</sup>」と呼びかけられていた。5月2日、創設委員会<sup>28)</sup>は、「新組合」の定款と名称を各新聞に掲載し、1890年5月4日ボーフムにおいて代議員総会を開催する旨を告知した。「新組合」に加入を希望する「旧組合」支部代表者にも参加を求めていた。5月4日、鉱夫組合“Glückauf”が結成された。フィッシャーとホーマン(Hohmann, Julius)が指導部を構成し、ベッカー(Becker, Friedrich)が書記長に就いた。ホーマンはプロテスタントであった。「新組合」の創設には、フィッシャーやベッカーとともにブルスト(Brust, August)、ケスター(Köster, Hermann)も加わっていた。いずれも“Glückauf”解体後

27) *Rheinisch — Westfälische Zeitung*, Nr. 108. vom 19. April 1890. (zitiert bei: ebenda, S. 86.)

28) 「新組合」の直接の創始者は「権利保護連盟」であった。1890年4月20日、「権利保護連盟」の最後の総会で、「新組合」の創設準備が協議された。「新組合」の定款の起草にはフーザンゲルとベッカーがあたった。両者とも「権利保護連盟」の創設者であった。正式には「ドルトムント上級鉱山監督局地区の鉱夫住民のための権利保護連盟」と称する組織は、1886年3月14日に結成された。クナップシャフト金庫や鉱山官庁に対して鉱夫の既得権を保護し訴訟処理を行うことを目的としていた。1889年7月には機関誌“*Kohle und Eisen*”を発行し、使用者やクナップシャフトに対する鉱夫の苦情をとりあげるとともに、疾病・災害・老令保険に関して助言活動を行った。創設後まもなく12,000人の加入者があった。この連盟に対する社会民主主義者の攻撃は激しく、フーザンゲルは「教皇全権主義者」(ultramontan)と誹謗された。(Ebenda, SS. 76—77.)

にキリスト教鉱夫組合の建設を担うことになる人々であった。

組合規約をみると、<sup>29)</sup>「組合員の精神的・物質的・職業的利益の保護と促進」を目的とする点において、「新組合」も「旧組合」と変らない。もちろん「新組合」も中立性の原則をうたっている。「いかなる組合集会においても政治的・宗教的論争は一切これを行わない」と。「旧組合」の規約では、「宗教と政治は……あらゆる点においてこれをすべて排除する」とされていた。後者の中立性は、組合が特定の宗教的・政治的立場に与しないということを表明したものである。これが一般的に理解される中立性の原則であろう。ところが「旧組合」においてこの原則が形骸化されたがゆえに離脱せざるを得なかったキリスト教鉱夫たちにとって、中立性の意味は違ってくる。「新組合」は、「キリスト教的・愛国的鉱夫」に加入を求めていた。したがって、中立性の原則は、まずキリスト教的基礎を保証することを意味していた。このことは、反キリスト教的・反教會的「旧組合」に対するアンチテーゼを成していた。この意味における「新組合」の中立性の原則は、ドイツの労働組合はキリスト教的基礎を容認すべきであるという主張と理解される。すなわち労働組合の基本的あり方としてイデオロギー的寛容性を要求していたのである。もっとも当時のキリスト教が社会民主主義にたいして寛容であったというのではない。多かれ少なかれ互いに相手を不倶戴天の敵だと思っていた。しかしながら、上述の如きアンチテーゼを提起することによって、キリスト教労働組合は統一労働組合思考の形成に寄与していくことになる。その先駆的な役割をわれわれは鉱夫組合“Glückauf”に認めることができるのである。

中立性原則のもうひとつの重要な意味は、「超宗派性」(Interkonfessionalität)である。すなわち、カトリックとプロテスタント、新旧両派のキリスト教労働者に対して開かれているということである。カトリック鉱夫が圧倒的に多かったにもかかわらず、組合指導部をカトリックのフィッシャーとプロテスタントのホームマンとで構成したのは、超宗派性と両派の対等性を強調するためであった。この方式は以後伝統的に各キリスト教労働組合に受

29) Ebenda, SS. 93-96.

け継がれていくことになる。

鉦夫組合“Glückauf”の結成は、「旧組合」に大きな衝撃を与えた。「新組合」の加入者は創設当初でおよそ1,000人で、その後支部の拡張に伴って組合員も増加するが2,000人を超えることはなかった。しかし「旧組合」からの分裂、「新組合」の結成、両組合の対立という一連の経過は、組合に対する鉦夫たちの関心を著しく失わせ、組合脱退者があいついだ。「旧組合」は発足後ひと月で3万人の組合員を獲得するという急成長ぶりを見せたが、分裂後は急速に衰退し、1895年には全国で約5,000人、ルール地区ではわずか2,000人を組織するだけとなった。当然のことながら「旧組合」は「新組合」の分裂行為を非難し、さまざまの術策によって「新組合」の解体を謀った。「新組合」の最初の総会は「旧組合」の煽動家たちによって粉碎され、その後もたえず妨害された。ロームは、「新組合」の挫折の一因として「旧組合」による激しい攻撃をあげている。さらにいくつかの要因も重なって<sup>30)</sup> 鉦夫組合“Glückauf”はいっそう弱体化し、1892年に入るとその活動を停止してしまった。“Glückauf”の唯一の記憶さるべき行動は、1890年10月、当時の商務大臣ベルレプシュに対して一連の要求を盛りこんだ建白書を提出したことであろう。<sup>31)</sup>

ロームの研究の主眼は“Glückauf”をキリスト教労働組合の先駆者として評価するところに置かれているが、われわれのそれは、鉦夫組合“Glückauf”の生成前後の事情の中に、統一労働組合思考形成をめぐる問題状況の基本的原型を見出すところにあった。ヴァルラフは次のように述べている。「労働組合運動は、組合員の一団が、あるいはその大多数が、あるいはその首脳部が、

30) ロームは挫折の原因として次のような諸点をあげている。1. キリスト教鉦夫の組織化の失敗、2. 「旧組合」による煽動、3. 使用者側の圧力、4. 「権利保護連盟」への過度の依存、5. 組合指導者の失敗、6. 中央党政治家の強い影響力、7. 宗派別労働者団体による支援の欠如。(Ebenda, SS. 119-127.) シュナイダーは、使用者側の激しい反対に出合っつてフィッシャーやブルストが処分されたこと、またカトリック聖職者の支援を得られなかったことを、解体の要因とみている。(Schneider, Michael: a. a. O., S. 57.)

31) この陳情書の内容および結果については、Rohm, Carl Gerhard: a. a. O., S. 102f.

組合を世界観的目標設定の先駆となそうと試みるときとりわけ、統一への意思において危機にさらされる。組合幹部や指導部の心性、教育制度、綱領、新聞・雑誌、講演、各行動といったすべての個別領域を特定の理念で飲みつくすことを狙っているような政治的・世界観的構想が、組合運動の目標設定に際して支配的となる場合、労働組合の内的緊張は極度に高まる<sup>32)</sup>」と。このような状況が、鉱夫組合“Glückauf”の生成の、さらに1894年のキリスト教鉱夫組合の、そして一般にキリスト教労働組合の生成の背景を形成していたと考えられる。

### III 「キリスト教鉱夫組合」の結成とその後の展開

鉱夫組合“Glückauf”の埋葬の場で、フィッシャー、ケスター、ブルスト、ミュラー(Müller, Johann)は鉱夫組合の再建を誓い合った。フィッシャーはその間に炭鉱事故で死去してしまうが、ブルストはカトリック鉱夫団体“Bergmannsglück”のアルテンエッセン支部で活動しており、ケスターはエッセンで「キリスト教社会的労働者団体」(der christlich-sozialer Arbeiterverein)のために働いていた。しばらくして再建の機会が到来した。

「キリスト教鉱夫組合」創設のきっかけを与えたのは、1894年5月のベルリンにおける国際鉱山労働者会議であった。この会議に参加していた「旧組合」代表が自らを全ドイツ鉱山労働者の代表者であると言明し、しかも鉱山の社会化を主張したのである。このことが、ルール地区のカトリック鉱夫団体や労働者団体を激しい抗議行動へ導くことになった。ケスターが指導していたエッセンのキリスト教社会的労働者団体は、1894年4月1日に抗議集会を開催した。ブルストは、この抗議行動を「新組合」の設立へ結び付けた。ブル

32) Wallraff, Hermann Josef: Die Belastung einer Gewerkschaft durch ideologische Differenzen—Spannungen innerhalb der christlichen Gewerkschaftsbewegung in den Jahren 1900—1914, in; *Vom Sozialistengesetz zur Mitbestimmung. Zum 100. Geburtstag von Hans Böckler*, hrsg. von H.O. Vetter, Köln 1975, S. 135.

ストの4月8日付のケスター宛書簡は、のちに「キリスト教鉱夫組合の出生証明書 (Geburtsurkunde) <sup>33)</sup>」と呼ばれることになるが、再生さるべき鉱夫組合の基本的構想がそこに示されていた。

ブルストは、その書簡の中で、労働者団体の抗議行動が社会民主主義的「旧組合」の行動に対するたんなる抵抗に終り、鉱山労働者の経済状態それ自体の改善をめざす行動がまったく約束されていないことに不満の意を表明した。そこで彼は、エッセン地方のすべてのカトリック鉱夫団体・労働者団体の代表者が会合して、以下の二つの議事を審議・決定することを提案した。

1. 社会民主主義的鉱夫組合の行動に対するキリスト教鉱夫の抗議。2. キリスト教的・合法的基礎に基く鉱夫の経済的利益の保護と促進。この第二点をブルストは組合再建へつなげていこうと考えていたのである。「現在の状態の改善は、キリスト教鉱夫の労働組合組織によってのみ達成される。<sup>34)</sup>」「のちにより大規模な労働組合的連合を可能にするために、各団体内部でこれまで以上に有能な人材を育成しておかなければならない。<sup>34)</sup>」「かつての“*Kohle und Eisen*”のような優れた鉱夫組合機関紙をもつことが絶対必要である<sup>34)</sup>」とケスターに書いている。

1894年5月、両宗派の鉱夫団体・労働者団体の代表者たちはエッセンに集合して、ブルストの提案に沿って行動を展開することを決議し、そのための準備委員会を発足させた。さらに同年8月26日、424人<sup>35)</sup>の代表者が会合して組合設立案を審議・決定した。創設大会は10月28日に開催された。全体としておよそ20,000人の加盟者から成る157の団体から、289人の代表者が大会に参加していた。こうして一般に最初のキリスト教労働組合といわれる「キリスト教鉱夫組合」(Gewerkverein christlicher Bergarbeiter für den Oberbergamtsbezirk Dortmund)が発足した。組合規約は、かつて“Glückauf”の

33) Schneider, Michael: a. a. O., S. 58.

34) Ebenda, SS. 58-59.

35) 182の団体から424人の代表者が参加した。その中、カトリック鉱夫団体77人、新教鉱夫団体20人、カトリック労働者団体23人、新教労働者団体38人、キリスト教社会団体25人であった。(Ebenda, S.60.)

書記長であったベッカーによって起草されていた。組合本部はエッセンに置かれた。

規約<sup>36)</sup>の第2条に組合の目的が明記されている。「本組合の目的は、労使間の平和的合意の開拓と維持のためのキリスト教的・合法的基礎に基いて、鉱夫の道徳的・社会的状態の向上をはかることである」と。特に追求さるべき目標として以下の5点が掲げられている。

- 「a. 給付された労働の価値ならびにこの労働によって条件づけられた生活維持の価値に見合った適正なる賃金の獲得。
- b. 健康、生命および家族の保護のために必要とされるところまで1日の労働時間を制限すること。
- c. 鉱山共済金庫に納入される基金の管理についての共同決定権。
- d. 実践的経験ゆたかな鉱夫を参加させて、鉱山警察規則の施行を監視する監督機関を増設すること。
- e. クナップシャフト制度の時宣にかなった改革。」

目的を達成する方法としては、労使間の交渉(Verhandlung)、鉱山官庁、政府、議会等への陳情(Eingaben)や誓願(Petition)を規定している(第4条)。

第3条では、「皇帝と帝国に対して忠誠」を誓い、「宗派的・政治的な政党関係事項の論議はこれを一切行わない」としている。そして第8条では、「各人は、本組合に加入したことをもって、社会民主主義的原理と志向に対する反対者であることを表明するものである」と規定している。

「キリスト教鉱夫組合」のこの規約は、その後次々と結成されるキリスト教労働組合の道標となっていく。すでにこの規約から、ドイツにおけるキリスト教労働組合がどのような特質をもっていくことになるかが明らかであろう。われわれのテーマにとって重要なことは、“Glückauf”の場合と同じように、標榜している中立性の原則は、あくまでも「キリスト教的・愛国的・反

36) Erdmann, August: *Die christliche Arbeiterbewegung in Deutschland*, Stuttgart 1908, SS. 404–406. Schneider, Michael: a. a. O., S. 60.

社会民主主義的」立場の人々の間に妥当されるものである、ということである。したがって、キリスト教労働組合自体にとって意味があるのは、新旧キリスト教両派に対する中立性、すなわち「超宗派性の原則」である。もっとも、この原則は、のちにいわゆる“労働組合紛争”の原因となっていく。この「超宗派性の原則」は統一労働組合思考の形成にどのように寄与していくのであろうか。われわれはそれを以下にみる。すなわち、キリスト教労働組合は、反社会民主主義という点では軌を一にしながらも、歴史的に深刻な対立関係にあったカトリック・プロテスタント両派を組織するという課題を引き受けることによって、自ら労働組合運動のイデオロギー的寛容性を体現していかなければならなかったということである。

しかしながら、「キリスト教鉱夫組合」それ自体は決して統一労働組合思考の具現者ではない。それは、「旧組合」のイデオロギー的不寛容性に対抗して構築された同じくイデオロギー的不寛容性の体現者であった。しかし、前に述べたようにはなはだ逆説的であるが、「キリスト教鉱夫組合」は、やはり“Glückauf”と同じくそれ自体の存在を通して「イデオロギー的寛容性」というアンチテーゼを、「旧組合」に対して、したがってまたドイツ労働組合運動の主流をなす自由労働組合に対して提起したのである。このようなアンチテーゼのもつ重大性は、まさにキリスト教鉱夫たちがそこに存在していたという事実によって裏づけられる。シュナイダーは、「キリスト教労働組合の事実、それに先行する労働者の分裂に対応していた<sup>37)</sup>」と述べているが、重要な指摘である。世界観的に分裂した労働者世界の存在が、はじめてキリスト教労働組合の生成と発展を可能にしたのである。当時のキリスト教労働組合指導者の一人シルマー (Schirmer, Carl) がいっているように、多くのキリスト教労働者たちは、「彼らの信仰のゆえに軽蔑・嘲弄され、しかもかれらの支払った組合費が、彼らのキリスト教的見解と理想を排撃するために支出されるといった組織の一員になることは到底できない<sup>38)</sup>」と感じていた。彼らの中には、「旧組合」とは別の組織を求める強い潜在的欲求が横たわっていた。

37) Schneider, Michael: a. a. O., S. 765.

“Glückauf”や「キリスト教鉱夫組合」は、その欲求に応えようとした。そして繰り返しになるが、キリスト教労働組合はかかる欲求に応えることによって、世界観的に分裂した労働者世界を世界の実相として受容するようドイツ労働組合運動に求めたのである。キリスト教労働組合がアンチテーゼを提起したとは、このような意味においてである。

「キリスト教鉱夫組合」の初代議長にはブルストが選出された。1895年11月には機関誌“*Der Bergknappe*”（鉱夫）が発刊された。創設当初の組合員は5,000人足らずであったが、3年後の1897年には21,000人と飛躍的に増大した。ルール地区では「旧組合」とほぼ拮抗する勢力を保持した。<sup>39)</sup>

「キリスト教鉱夫組合」の結成に続いて、1896年に「アーヘン地区キリスト教紡績工組合」(Christlich-Sozialer Textilarbeiterverband für Aachen-Burtscheid und Umgegend)が、1898年には「下ライン地区キリスト教紡績工組合」(Niederrheinischer Verband christlicher Textilarbeiter)が設立され、1899年には「キリスト教金属工組合」(Christlich-sozialer Metallarbeiterverband Deutschlands)や「キリスト教建築労働者組合」(Zentralverband christlicher Bauarbeiter Deutschlands)、さらに木材労働者、レンガ工、皮革工等の組合も結成された。南部ドイツでも1896年に「バイエルン鉄道員組合」(Bayerische Eisenbahnerverband)などが設立

38) Schirmer, Carl: *Mrg. Lorenz Huber und seine Zeit*, München 1931, S. 196.

(Zitiert nach Prinz, Franz: *Kirche und Arbeiterschaft gestern—heute—morgen*, München 1974, S. 260.)

39) 1895年から1914年までの「キリスト教鉱夫組合」の組合員数の変遷をみると下記のようなである。(Schneider, Michael: a. a. O., S. 66. Tabelle 1より作成。)

	キリスト教 鉱夫組合	「旧組合」		キリスト教 鉱夫組合	「旧組合」		キリスト教 鉱夫組合	「旧組合」
1895	5,500	5,000	1902	40,208	48,278	1909	81,734	120,280
1896	8,055		1903	42,000	69,028	1910	82,855	123,437
1897	21,000		1904	44,350	80,682	1911	84,321	120,136
1898	19,000		1905	66,630	105,060	1912	77,967	114,062
1899	22,000	33,107	1906	75,153	110,247	1913	63,129	101,986
1900	28,985	36,410	1907	76,866	114,476	1914	45,008	58,873
1901	33,958	38,042	1908	74,814	112,513			

された。1899年にはキリスト教労働組合の数は全体で32になっている。その後、一部統合が行われて1901年の団体数は23であった。1900年の総組合員数は76,744人であったが、6年後の1906年には247,116人と飛躍的に増大している。<sup>40)</sup>

ネストリープケは、1919年のキリスト教労働組合の勢力をみて、「この組合は今日に於ては一方の有力なる勢力として承認せらるるに値する事を知り得るのである<sup>41)</sup>」と述べている。キリスト教労働組合は、全体としては自由労働組合のほぼ7分の1の勢力を保持していたが、一定の地方や特定の産業に限ってみると、ほぼ互角の、ときには自由労働組合を凌駕する勢力をもっていた。たとえば1903年において、ヴェストファーレンでは自由労働組合の48,288人に対して38,900人、ラインラントでは49,633人に対して33,100人であった<sup>42)</sup> また1900年には「旧組合」36,420人に対して「キリスト教鉦夫組合」は28,985人であった。ところがこれをルール地区に限定すると優劣は逆転した。「旧組合」の22,945人に対して「キリスト教鉦夫組合」の組合員数は26,663人であった。<sup>43)</sup>

40) 1900年から1931年までのキリスト教労働組合の組合員数の変遷は下記の通りである。

(Schneider, Michael: a. a. O., S. 140, S. 366, S. 452. Tabelle 19, Tabelle 35, Tabelle 47より作成。)

	キリスト教労働組合	自由労働組合		キリスト教労働組合	自由労働組合		キリスト教労働組合	自由労働組合
1900	76,744	680,427	1911	350,574	2,339,785	1922	1,033,506	7,821,558
1901	84,497	677,510	1912	350,930	2,553,162	1923	806,992	5,817,258
1902	84,667	733,206	1913	341,735	2,573,718	1924	612,952	4,023,867
1903	91,440	887,698	1914	218,197	2,075,759	1925	582,319	4,182,511
1904	107,556	1,052,108	1915	162,425	994,853	1926	531,558	3,933,931
1905	188,106	1,344,803	1916	178,907	944,575	1927	605,784	4,415,689
1906	247,116	1,689,709	1917	293,187	1,277,709	1928	647,364	4,866,926
1907	284,649	1,865,506	1918	538,559	2,866,012	1929	673,127	4,948,209
1908	260,767	1,831,731	1919	1,000,770	7,337,477	1930	658,707	4,716,569
1909	280,061	1,832,667	1920	1,105,894	8,032,057	1931	577,512	4,134,902
1910	316,115	2,017,298	1921	1,028,900	7,751,957			

41) ネストリープケ『独逸労働組合運動史』(協調会訳)協調会, 1931年, 214頁。(Nestriepke, Siegfried: *Die Gewerkschaftsbewegung*, Stuttgart 1925.)

42) Schneider, Michael: a. a. O., S. 112.

43) Ebenda, S. 65.

第一次大戦以前の時代におけるキリスト教労働組合運動を主として支えたのは「キリスト教鉱夫組合」と「キリスト教紡績工組合」であった。1905年には、両者でキリスト教労働組合総組合員数の50パーセントを、1910年には42パーセントを占めていた。「キリスト教紡績工組合」は「鉱夫組合」と並んで、自由労働組合に迫まる勢力を誇っていた。1903年、ラインラントでは、組織労働者16,557人の中12,524人は「キリスト教紡績工組合」に組織されていた。ニーダーラインでは明らかに自由労働組合に対して優勢に立っていた。<sup>44)</sup>

#### IV 「キリスト教労働組合総同盟」の創設と「マインツ指導原理」

1899年5月、マインツにおいて最初のキリスト教労働組合会議が開催された。この労働組合会議の準備のための会合はすでに前年ケルンとウルムで開かれおり、そこでは「キリスト教鉱夫組合」の議長ブルストが大きな指導力を発揮していた。会議は、48人の代議員から構成され、30人は北ドイツを、18人は南ドイツを代表していた。「キリスト教労働組合総同盟」(Gesamtverband der christlichen Gewerkschaften Deutschlands)の創設が決議されるとともに、いわゆる「マインツ指導原理」(Mainzer Leitsatz)が採択された。それは、キリスト教労働組合運動のこれまでの成果の総括であると同時に、今後の基本的方向を定めたものであった。総同盟の中に、議長・書記・会計・陪席員各2名より成る中央委員会(Zentralausschuß)が設置された。役員を選定では、新旧キリスト教両派に対して適宜配慮がなされた。この時点ではまだ財政的基盤が確立していなかったため、実質的な活動はまだおこなわれなかった。総同盟の初代議長にはブルストが選ばれた。

1900年5月、第2回キリスト教労働組合会議がフランクフルトで開かれた。98名の代議員が参加した。この会議の重要な決定は、代表者委員会(Gewerk-

44) Ebenda, S. 123.

schaftskommission) を発足させることであった。代表者は、それぞれの組合の組合員数に応じて、鋳夫組合3、紡績工組合2、金属労働者組合2、木材労働者組合1……等と定められていた。代表者委員会の仕事は、組合機関誌・組合通信の発行、組合の組織・戦術に関する問題の審議・決定、あらゆる組合問題についての報知ならびに助言などであった。

第3回キリスト教労働組合会議は1901年5月クレフェルドで行われた。ここでは、キリスト教労働組合総同盟の定款が議決された。この会議でもって、初めて、制度としての総同盟がキリスト教労働組合運動に本格的に影響を与えはじめる。キリスト教労働組合の集中化が一応公式的に完了したとみてよい。1903年にシュテッガーヴァルト (Stegerwald, Adam) が書記長に就任して以降、総同盟は制度としていっそう整備され、1906年のブレスラウにおける第6回キリスト教労働組合会議の頃には、強化・安定期に入った。<sup>45)</sup>

さて、われわれのテーマにとって重要なのは既述の「マインツ指導原理」である。その全文を示すと以下のようなものである。<sup>46)</sup>

### 1. 労働組合の性格

労働組合は、超宗派的 (interkonfessionell) である。すなわちキリスト教両宗派の人々を包括すべきである。しかし立つべき基礎はあくまでもキリスト教である。

労働組合は、非政党的である。つまりいかなる政治党派にも与してはならない。政党政治的問題の論議は差し控えるべきである。もっとも既存の社会秩序を土台にして法的改革を招来することは大いに論じられてよい。

### 2. 労働組合の範囲と組織

各職業身分またはまとまった産業地区に所属する者はだれでも労働組合を設立することができる。労働組合は、決定された目標をよりよく達成するために同種の労働組合の結合に努める。労働組合は地方組合 (Ortsgruppe) から構成される。地方組合は組合員数に応じて代議員を選出する。全地方組合の代議員

45) Ebenda, S. 150.

46) *Die christlichen Gewerkschaften*, M. Gladbach 1908, SS. 42-43.

が集合して労働組合総会を形成する。組合執行部はこの総会によって選出される。

### 3. 労働組合の課題

一般的に組合員の肉体的・精神的状態の改善が組合の課題であるといえる。しかし組合の綱領においては、賃金問題や労働時間の問題といった最重要な問題に対して、キリスト教的・国民経済的原理に即して組合の立場を示すことは当を得ている。

疾病、災害、失業、職業紹介、廃疾に対して十分に必要な法的保障が不足している場合には、組合は、適切な共済金庫や共済制度を設立して不足を補わなければならない。

労働者の道徳・健康・生命の保護を目的として発布された法律規定や営業警察規則の実施を監視し、組合員に法的保護を保障することは、労働組合の特別の任務である。さらに組合は、労働者福祉厚生施設、労働者委員会、労働争議調停裁判所などのために努力する。

### 4. 課題を達成する方法

それには以下の如きものがある。個々の社会的・職業的問題について労働者の諸事情を調査すること。職分の社会的・職業的問題に関する教育的・啓蒙的講義。組合員に無料で配布される組合機関誌の発行。

調査にさいしては、数字的資料を収集することが重要である。それは、使用者との交渉、また使用者、営業監督局、官庁、商業会議所、議会等に対する抗告、陳情、誓願に適宜利用されよう。

講義においては、とりわけ社会政策的保険・保護法が取りあげられ、またこの領域における至当な志向が論議される。さらに他の地方や諸外国の営業の状態や労働者仲間の志向も取り扱われる。

機関誌には、労働組合の全体の生活・活動・志向が具体的に表現されなければならない。編集部は、実践的経験に富んだ労働者仲間に委ねられ、これと並んで、社会政策と国民経済について学識経験ある専門家はその協働者として配置される。

### 5. 労働組合の戦術

労働者と企業者は共通の利益を有していることが銘記さるべきである。この

ことから、双方は、たんに共属する要素として資本に対して労働を、つまり適正な賃金支払いを求める労働の権利を擁護するばかりでなく、財貨の消費者に対しては財貨の生産者の利益を守らなければならない。

双方は、財貨の生産に含まれる双方の資本、つまり企業者はその投下した資本に対して、労働者はその労働力という資本に対して最大可能な利子支払いを請求することは正当である。資本と労働力なくしては生産は不可能である。

それゆえ労働組合の活動全体は、協調精神で満たされかつ支えられていなければならない。

ストライキは、しかし、最後の手段として、しかも成功の見込みがあるときにのみ行使さるべきである。

この「マインツ指導原理」の要点は以下の6点にみることができよう。1) 労働組合組織の共通の統一的基盤としてのキリスト教的基礎、2) 超宗派性 (Interkonfessionalität), 3) 政党政治的中立性 (parteiliche Neutralität), 4) ストライキの是認, 5) 階級闘争の否定と労資協調, 6) 社会民主主義との対決, である。先に「マインツ指導原理」は、キリスト教労働組合運動のそれまでの成果の総括であると述べたが、これらの諸原理をみればそのことが十分に理解されよう。

「マインツ指導原理」の背後には、まず19世紀ドイツの社会的カトリシズムの大きな流れがあり、<sup>47)</sup> そして1880年代に入ってその上に開花するカトリック労働者運動の発展があった。1884年のアムベルク・カトリック会議でヒッツェ (Hitze, Franz) が「カトリック労働者団体の組織原則」を提起して以後、ドイツ各地でカトリック労働者団体 (katholische Arbeiterverein) の設立が進められ、1889年には、労働者団体168、鉱夫団体51、女子労働者団体26、青年労働者団体37を数えるに至り、団体加入者は全体として約6万人に達した。「キリスト教鉱夫組合」設立以後、キリスト教労働組合結成の気運が高ま

47) かつて筆者はそれについて若干考察を試みたことがある。拙稿「フランツ・ヒッツェ——キリスト教における経営理念」六甲台論集, 11(4)/12(1), 1964年。同「ヴィルヘルム・フォン・ケッテラー——キリスト教における経営理念」名古屋学院大学論集, 11, 1967年。

り、次々と組合が結成されるが、母体となったのはこれらカトリック労働者団体であった。その中心目標を「労働者の“階級から社会身分へ” (von Klasse zum Stand) の育成、すなわち社会主義的階級闘争に代る建設的代替物を志向する職業倫理的プログラム<sup>48)</sup>」に置いて、さまざまな教育活動・社会活動を展開した。1890年には、社会的カトリシズムの重要な拠点となる「カトリック国民協会<sup>49)</sup>」(Volkverein für das katholische Deutschland) が創設された。この「国民協会」がカトリック労働者の啓蒙、キリスト教労働組合の普及に果たした貢献には測り知れないものがある<sup>50)</sup>。その翌年1891年には、「カトリック社会改革のマグナ・カルタ」と称せられるレオ13世の労働回勅『レーラム・ノヴァルム』が發布された。回勅の中でレオ13世は、労働者保護の必要性を訴え、労働者の団結権および防衛的ストライキの正当性を擁護するとともに、社会主義に対する教会の基本的立場を明らかにした。<sup>51)</sup>

シュナイダーは次のようにいっている。「キリスト教労働組合は、“マインツ指導原理”でもって、1891年の回勅『レーラム・ノヴァルム』とともに総括されたカトリック社会論の諸原理——人格性・連帯性・補完性——に内容的に結び付いた。かくして同時に社会民主主義の“階級闘争思考”“唯物主義”“無神論性”を否定し、それから離れ去った<sup>52)</sup>」と。われわれのテーマにとって「マ

48) Aretz, Jürgen: Katholische Arbeiterbewegung und christliche Gewerkschaften. Zur Geschichte der christlich-sozialen Bewegung, in; *Der soziale und politische Katholizismus. Entwicklungslinien in Deutschland 1803—1963*, hrsg. von A. Rauscher, München/Wien 1982, S. 165.

49) ドイツ・カトリックの政治的指導者ヴィントホルスト (Windthorst, Ludwig) の協力を得てヒッツェ (Hitze, Franz) とブランツ (Brandts, Franz) により設立される。文化闘争後のドイツの国家的・文化的国民生活におけるカトリック教徒の復権をめざしつつ、広汎な社会教育活動と社会政策的実践を展開した。大会や研修会を開催するとともに、活発な出版活動を行った。およそ400冊の双書が出版された。会員は、1891年 108,000人、1902年 230,000人、1914年 805,000人、1933年、534,000人。1936年ナチスによって活動を禁止され、解体する。

50) 「国民協会」の詳細な研究としては、Ritter, Emil: *Die katholisch-soziale Bewegung Deutschlands im neunzehnten Jahrhundert und der Volkverein*, Köln 1954.

51) Leo XIII.: *Rerum novarum*, Nr. 3 ff., Nr. 36ff., u. Nr. 31. レオ13世『レーラム・ノヴァルム——労働者の境遇』(岳野慶作訳) 中央出版者, 1958年。

「マインツ指導原理」のもつ大きな意義は、ドイツ労働組合運動の中でキリスト教労働組合を、主流たる社会民主主義的自由労働組合に対して対立的立場に公式的に位置づけたところにある。「キリスト教労働組合の創設者たちは、社会主義的に方向づけられた自由労働組合と並ぶ対抗組織 (Konkurrenzorganisation) を意識的につくりあげた (傍点は引用者)<sup>53)</sup>」という事実が、「マインツ指導原理」を構成している。政治的・世界観的中立性という統一労働組合思考とは全く逆のものが、そこに沈澱している。すなわち、そこにあるのは徹底した世界観的不寛容性である。しかし、このことは、前節でも述べたように、自由労働組合に対するアンチ・テーゼとなってくるのである。キリスト教労働組合運動は、それ自身の存在を通して、政治的・世界観的寛容性が労働組合運動の統一にとってもつ意味の重要性を、全体としてのドイツ労働組合運動に認識させていくのである。

## V 結 論

社会主義者法 (1878—1890) による弾圧のもとで、第一世代の社会民主主義の労働組合指導者たちは、その思想的武装をいっそう強固なものに仕上げ、社会主義者法廃止後はきわめて闘争的な無神論者として登場してきた。「不寛容な無神論がドイツ労働組合の公認イデオロギーであるという印象は、ますます確実なものになっていった。<sup>54)</sup>」

他方、ドイツ・カトリックもビスマルクの文化闘争 (1871—1887) と社会主義者法によって受難し、いっそう宗教的基礎を固めるとともに、体系化されたキリスト教社会教説によって武装を整えていった。とりわけ唯物主義・無神論を大きな脅威として受け取り、闘争的・攻撃的態度を辞さなかった。

52) Schneider, Michael: Die christlichen Gewerkschaften 1894—1933. Ein Überblick, in; *Gewerkschaftliche Monatshefte*, 12, 1981, S. 715.

53) *Die christlichen Gewerkschaften*, M. Gladbach 1908, S. 46.

54) Wallraff, Hermann Josef: a. a. O., S. 136.

司祭や司教は、教会の説教壇から、またさまざまな出版物で社会民主主義の脅威を説き、その誤ちを攻撃した。

「キリスト教労働組合の事実、それに先行する労働者の分裂に対応していた<sup>55)</sup>」というシュナイダーの指摘は十分に傾聴しなければならない。キリスト教労働組合の生成の前提には、19世紀後半ドイツのこのような世界観的分裂があったのである。労働者世界の分裂が、究極的にキリスト教労働者の宗教的信念に発しているとするれば、キリスト教的労働組合の生成・発展はドイツの宗教的風土の所産であったといえるであろう。そして、統一労働組合思考の成熟は、ドイツ労働組合運動がかかる宗教的風土を受容せざるを得なかったことをものがたっている。

シュナイダーはさらに、「全体としてみると、キリスト教労働組合は、労働者部分の中に存在していたある労働組合理念、すなわち、社会民主主義のマントをまとって登場してくる思考にとっては全く到達することのできない労働組合理念の開拓者となった<sup>55)</sup>」と述べている。ここにいう「労働組合理念」とは、当時の自由労働組合の理念と対比して特徴づけられるところのものである。自由労働組合の若き指導者レーギエンは、1891年、たしかに「労働組合は今日のブルジョワ的社会の土地の上に立っている<sup>56)</sup>」として、社会民主党に対して労働組合の主体性を主張したが、労働組合を階級闘争組織として自己理解している点では、ベーベルら社会民主党指導者たちと変らなかった。これに対して、すでに「マインツ指導原理」に明らかのようにキリスト教労働組合は、階級闘争思考を否定して、労資協調・労資同権の思考、キリスト教的改革主義に立っていた。グレービングは述べている。「キリスト教労働組合は、現存する産業資本主義秩序へ労働者を統合するという使命をもった職分運動 (Standesbewegung) として自己理解するとともに、同時に、資本主義

55) Schneider, Michael: *Die christlichen Gewerkschaften*, S. 765.

56) Correspondenzblatt der Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands, 1. Jg., Nr. 3, 7. 2. 1981. (zitiert nach Steinberg, Hans Josef: Die Entwicklung des Verhältnisses von Gewerkschaften und Sozialdemokratie bis zum Ausbruch des Ersten Weltkrieges, in: *Vom Sozialistengesetz zur Mitbestimmung*, S. 129.)

秩序をキリスト教的原理によって規定された社会へ改良していくための用具として自らを理解していた<sup>57)</sup>』と。ブラウアー (Brauer, Theodor) やブリーフス (Briefs, Goetz) の労働組合理論においてかかる思考が展開されている<sup>58)</sup> キリスト教労働組合の基本思考が、今日西ドイツの労働組合理念にどのような刻印を残しているかというテーマは、今後のキリスト教労働組合運動史研究にとって重要なテーマのひとつとなる。

最後に総括的な結論を示しておこう。もっともそれは、本稿におけるわれわれの限られた考察からすればあまりにも壮大なる結論であるかもしれない。むしろそれは、われわれにとっての今後の課題といった方がふさわしいであろう。

ドイツ労働組合運動は、全体としてみると、社会主義者法廃止後の飛躍的な発展期に入るかなり早い段階で、キリスト教労働組合の生成と発展に遭遇し、ひとつの根源的な問題を突きつけられたのであった。それは、労働組合運動が統一組織を志向する場合に、労働者世界の世界観的分裂ないし世界観的多様性にどう対処していくかという問題であった。長い分裂の時代を経てドイツ労働組合運動が到達した結論は、1933年の統一労働組合結成の「決定<sup>59)</sup>」にみるように、組合の組織原理として世界観的中立性を受け入れることであった。マルクスは、すでに1869年に労働組合の政党からの独立の必要性を認めていた<sup>60)</sup> マルクスには労働組合員は必然的に社会主義者になるという確信があったのである。しかし今日までの展開をみるかぎり、彼の確信は

57) Grebing, Helga: *Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung. Ein Überblick*, München 1966, S. 133.

58) Brauer, Theodor: *Der Gewerkschaft als Organ der Volkswirtschaft*, Berlin 1921. Briefs, Goetz: *Das gewerbliche Proletariat*, in; *Grundriss der Sozialökonomie*, I X. Abteilung, 1. Teil, Tübingen 1926.

59) 1933年4月28日、派別労働組合代表は、統一労働組合の結成を決定した。その「決議文」に「宗教的基礎は、それが有する国家・社会建設的意義において尊重されかつ承認される」とある。(Der“Beschluss” des Führerkreis der vereinigten Gewerkschaften, in; *Grundlage der Einheitsgewerkschaft*, hrsg von Ulrich Borsdorf u. a., Frankfurt a. M. 1977, S. 234—235.)

60) Zitiert bei: Borsdorf, Ulrich u. a.: *Grundlagen der Einheitsgewerkschaft*, S. 54.

実現されていない。労働組合運動は、世界観的に多元化した労働者世界を所与として受容する方向へ発展してきた。キリスト教労働組合は、比較的早い時期に自らの存在を通して前述の如き問題を提起することによって、ドイツ労働組合運動のかかる受容の過程を容易にし促進させたのである。キリスト教と無神論的社会主義の根源的対決を歴史的に体験した労働組合運動において、イデオロギー的寛容性が育ち、そうでないところではかえってイデオロギー的不寛容性が支配しているということは、はなはだ興味深いことである。

(1984年3月3日脱稿)

〔付記〕本稿は、昭和58年度科学研究費補助金による研究成果の一部である。なお、本稿の一部は、昭和58年12月松山商科大学における中・四国商経学会第24回大会で、「西独労使関係の一考察——統一労働組合の生成をめぐって」として報告された。